

秋の年次公開検証「秋のレビュー」（2日目）

基金に関する事業

平成27年11月12日（木）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：田島行政改革推進本部事務局次長

評価者：金子良太評価者（とりまとめ）、石井雅也評価者、石田恵美評価者、
石堂正信評価者、太田康広評価者

参考人：山田真哉参考人

府省等：農林水産省、国土交通省、財務省

○田島次長 それでは、時間となりましたので、これから90分、6時まで、基金をテーマにセッションを行いたいと思います。

評価者の先生は5名でございます。また、そのほかに参考人として、芸能文化会計財団理事長の山田真哉氏をお招きしております。どうぞよろしく願いいたします。

出席省庁は、農林水産省、国土交通省、財務省でございます。

それでは、事務局より説明をさせます。

○事務局 それでは、事務局より簡単に説明をさせていただきます。

まず、総論的なところを簡単に御説明した上で大臣から一言いただき、その後、例に挙げている3つの基金を順次30分ずつ議論するという形で進めさせていただきたいと存じます。

資料をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

まず視聴者の方々、「基金」というのはあまり聞きなれない言葉かと思しますので、「基金」とは何か、簡単に御説明したいと思います。

国の予算というのは年度ごとに組んで、年度内にその予算を執行する、お金を使うというのが基本でございます。しかし、国がしなければならない事業というのは複数年度にわたるものもございますし、あるいは今年は事件が起こらなかったから必要なかったけれども、3年後にはすごい事件が起こって、そこでお金が要するというものもございます。

従って、そういった複数年にわたって支出を見込んでいかなければいけないような事業に対応するために、基金という形で、ある年度に国はお金を出すのですけれども、それを独立行政法人だとか、あるいは公益法人というところにお金を貯めておいて、そこから予算の目的に合った事業に対して、複数年にわたってお金を使うという制度があります。そういった基金、つまり国のお金が独立行政法人だとか公益法人に積んである場合がありますが、中には積み過ぎになっていて、全然使われないのに国のお金がそこに残っているということがありまして、そういった問題を取り上げるのがこのセッションの目的でございます。

2ページ目ですけれども、そういったことでありますので、今回の行政事業レビューで基金を点検する場合、どういった視点なのかということを中心にまとめさせていただきましたけれども、基金の規模、金額ですね。公益法人だとか独立行政法人に置いてある金額

が、事業の将来見込みに基づいて置かれているわけでありませう。

将来見込みというのがある、100万円なら100万円、1億円なら1億円というのがあるわけですが、それに対してこれまでの実績はどうだったのかというのを見るのがポイントになります。執行実績、そういったお金を使った実績と、予算を出したときに見込んでいた将来の見込みに大きな乖離が生じていないかどうか。生じているのであれば、それは使わないということでもありますから、国にお金を返すべきであるということになるわけだ。

それから、そもそもそういった将来見込みというのを立てるに当たっての将来の需要の把握というのは適切だったか。あるいはその事業を複数年度にわたって行っていくわけですが、その進捗の管理は適切であったかどうかということも視点になります。

それから、執行計画。将来見込みと同じことですが、将来の見込みを無理に大きく見込んで、あるいは無理に安全をとろうと思って、大きな将来見込みを立てて非現実的なものになっていないかどうか、こういった視点があろうかと思ひます。

こういった視点で点検をしたときに、ちょっと過大であるというものについては国庫に返納しましょうというのが、この基金のテーマでございます。

総論としては以上でございます。

○河野行革担当大臣 今日3つの基金を取り上げますが、全部で恐らく200ぐらいの基金があるのだらうと思ひます。これは特に横展開をして、無駄な基金を全部きちんと処理をしてくれという安倍総理からの指示もござひますので、最終的には全部やらなければいけないことだと思ひております。

基金を最初に作ったときの目的は、それなりにきちんとした目的があつてつくられた。そこはあまり疑いの余地はないところだと思ひますが、今、説明があつたように、当初の目的は良かったけれども、実はやってみたらあまり進捗していないねとか、先行きの見込みが無くなったねというものについては、遊ばせているお金はないわけですから、これは国庫に返納していただくということにせざるを得ないのだと思ひます。

最初に作った時のことを云々しても始まらないので、これから先どうなのかというところをしっかりと議論をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○田島次長 それでは、これから3つの基金を一つずつ取り上げて議論をしていただきたいと思ひます。

まず一つ目が、燃油価格高騰緊急対策基金。農林水産省の所管でございます。行革事務局より説明させます。

○事務局 簡単に説明いたします。

燃油価格高騰緊急対策基金であります。これは農林水産省の所管でございます。

事業概要のところを書いてありますように、施設園芸等農業者、これは簡単に言いますと、ハウスで野菜とかお花とか、そういった施設型の農業を行っている方々に対する省エネ設備のリース導入支援。省エネ的な設備を入れますと、そういった農業をやっている方々は燃料の消費が少なくて済みます。その燃料の価格というのは、ガソリンスタンドなどに行っていただければわかりますように、かなり上下いたしますので、それが経営に与える影響を小さくできる。

それでも燃油価格が高騰してしまった場合に、施設園芸、施設農業をやっておられる方々の経営に大きな影響がないように、補填金を給付してあげるという事業でございます。

基金が造られましたのは平成24年度でありまして、日本施設園芸協会というところに基金が造られております。平成26年度末で、302億円がこの協会にあるということになっております。

論点なのですが、①②と書かせていただきましたが、①はこの基金について執行が低調であるということでございます。支出実績等のところの平成26年度を見ていただきますと、基金残高という一番下の欄で302億円ございます。26年度に使用する見込みだったのは233億円でございますが、実績は81億円ということになっております。

そして、現在所管である農林水産省が、平成27年度、今年は187億円を使うと見込んでいます。これまで平成24年度からずっと見ていきますと、平成25年度に41億円、平成26年度に81億円を使っておりまして、平成27年度の見込み187億円というのはどう考えたらいいのかというのが一つの論点かと思えます。

論点②、次のページでありますけれども、先ほど申し上げましたように、この基金は燃油が高騰したときに経営への影響が少なくなるように、農業経営者の方々に補填金を交付いたしますけれども、そのほかに省エネ設備をリースで導入する場合に支援を行っているわけですが、実は同様の補助金が既にございまして、産地リスク軽減技術総合対策事業あるいはヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業というものもありまして、果たしてリースの導入支援まで基金でやるべきなのかどうかというのも論点かと存じます。以上でございます。

○田島次長 それでは、農林水産省より2分以内で説明をお願いします。

○農林水産省 農林水産省でございます。

燃油価格高騰緊急対策基金について御説明をいたします。

補足資料の1ページをごらんいただきたいと思います。背景でございますけれども、右上のグラフにありますように、野菜などの園芸品目は、食料支出金額に占める割合が高く、国民生活上重要な品目となっております。その中でも施設園芸でございますが、左下の図にありますように、野菜などを年間を通じて安定供給する上で不可欠な農業部門となっております。

また、右下のグラフにありますように、野菜は、供給量の変動が価格に大きく影響を与えるということで、施設園芸による供給の安定化を図ることが、国民の食生活を守る意味でも重要となっているということでございます。

2ページをお願いいたします。

他方で、右の表にありますように、施設園芸の経営費に占める燃料費の割合は、約3割と他産業と比べても高いということと、近年の燃油価格の高騰によりまして、経営が不安定化するリスクが高まってきています。

3ページをごらんください。

燃油価格高騰緊急対策の概要でございます。施設園芸につきまして、燃油価格に左右されない経営への転換を図る。こういうことを目的といたしまして、本対策では省エネルギー化推進計画というものを策定し、燃油使用量の15%以上の削減に取り組む産地を支援の対象としております。

この計画を実践する産地に対しまして、2つのメニュー、先ほどありましたように、1つ目は、エネルギー効率の高いヒートポンプや保温性を向上させる被覆設備を導入する事業。

2つ目は、農業者と国が対一で資金を積み立てて、燃油高騰時の激変緩和を行うセーフティネットの構築、これを支援しているということでございます。

4ページをお願いいたします。

この省エネ計画でございますけれども、チェックシートを活用した暖房機の清掃あるいはきめ細かな温度管理、こういったことによりまして省エネの取り組みというものを必須の要件としております。

このように、省エネ計画の取り組みを共通の要件といたしまして、先ほどのリース導入、燃油高騰時の激変緩和、これを講じることによりまして、平年の価格の115%水準までは影響を受けないような経営への転換を目指しているということでございます。

しかしながら、燃油価格の状況は、現在も1リットル当たり80円程度ということでございます。来年の冬、春まで見通した場合には、いつこのプラス15%の数字を超えるかもしれない。

それから、省エネ計画の取り組みをこの事業で進めてきておりますが、全体のハウスの加温施設の面積の4割程度のカバー率ということでございます。野菜の供給の安定化を図る上でも、まだ現在は道半ばと考えております。引き続き省エネ設備のリース導入、燃油高騰時の激変緩和を講じることによりまして、この計画の取り組みを支援していきたいと考えているところでございます。

簡単でございますけれども、農水省からの説明とさせていただきます。

○田島次長 それでは、5時前、15分強でございますが、議論をお願いします。

○河野行革担当大臣 ちょっと一つ、レビューシート（基金シート）の4ページの数字を説明していただきたいのですが、都道府県協議会に81億円が出ていて、そこから共同申請者に46億円、農業者組織に61億円、この2つの流れはダブっているのですか。

○農林水産省 先ほどの件でございますけれども、まず左側のEのところでございますが、これは先ほどの設備のリースに支援をしている金額でございます。右側の農業者組織に交付されている分につきましては、セーフティネットの構築のためのお金ということでございます。

○河野行革担当大臣 合計すると107億になるね。

○農林水産省 この61億というものが、農業者からの申請に基づきまして、将来燃油価格の高騰があったならば最大限お支払いする額ということで、交付決定をしている額となっております。ですので、実際にお支払いをしている額につきましては、この中の一部ということになってございます。そのすき間が61億と46億を足したものと81億のすき間ということで御理解をいただければと思います。

○河野行革担当大臣 これから出す分というのは、何があったら出す分なのですか。

○農林水産省 燃油価格が実際に高騰した場合にお支払いをする金額でございます。

○河野行革担当大臣 高騰しなくても61億は払うということ。

○農林水産省 これは補助金の手続きとして、交付決定という手続きを踏みます。当該年度、この冬場のシーズンを前に農業者の申請が上がってきて、その農業者の申請を全部積み上げて、価格の高騰があった場合には最大限これだけお支払いする可能性があるという額が、ここには整理されてございます。

○河野行革担当大臣 実際に払ったのは。

○農林水産省 26年度は、約10億円でございます。

○河野行革担当大臣 そうすると、先ほどの数字は違うね。26年度は81億円払って、基金の残りが302億円となっているけれども、実際には10億しか払っていなければ370億が残っているということ。

○農林水産省 先ほどのリースの46億円というものがございます。

○河野行革担当大臣 そうすると、56億払っていて。

○農林水産省 非常にわかりづろうございますけれども。

○河野行革担当大臣 わかりにくいよ。

○農林水産省 申しわけございません。

○河野行革担当大臣 上に今年度基金残高は302億円と書いてあるでしょう。だけれども、実際に払っているのは10億と46億だと50億しか払っていないから、330億ぐらい残っていることにならないの。

○農林水産省 基金という性格上、同一事業年度の交付決定額のうち翌年度に交付される、支出される部分がございます。正確に言いますと、実は平成24年度、25年度、これは15カ月予算として取り組んでございますけれども、この24年度、25年度の取組額として交付決定がされたものの中から、一部が26年度に支払われているという状況がございます。その26年度に支払われた額と、実際に26年度に交付決定をして支払った額、そういったものをお支払いした後に残ったものが302億円という額になってございます。

○河野行革担当大臣 では、25年度に41億払ったうちのリースは幾ら。

○農林水産省 リースは、25年度中には9億円でございます。

○河野行革担当大臣 そうすると、実際に調整で払ったのは32億円ということね。

○農林水産省 さようでございます。

○河野行革担当大臣 それで、26年度は10億円を払って、リースに46億円払いましたと。合っているの。わかっている人が直接答えてくれていいよ。

○農林水産省 26年度につきましては、まず26年度の冬場に向けてのリースは46億円の交付決定をしております。そのうち26年度内に支出したのが13億円ということになります。

○河野行革担当大臣 残りの33億は払っていないわけね。

○農林水産省 残りの33億円は、27年度の支払いということです。

○河野行革担当大臣 では、26年度は10億と13億で23億を払っているから、26年度末は361億が残っていたということね。

○農林水産省 この302億円というのは、26年度末、今年の3月末の時点で残っていた金額です。

○河野行革担当大臣 交付決定しているけれども、払っていないわけでしょう。

○農林水産省 はい。

○河野行革担当大臣 交付決定というのは、原油の値段が上がったら払いますという話だろう。だから、上がらなかったら交付決定していても払わないわけでしょう。

○農林水産省 交付決定した中で、発動した場合に支払うということです。

○河野行革担当大臣 だから、払っている金額で言えば、まだ26年度末は361億が残っているわけでしょう。

○農林水産省 いえ、26年度の事業分としては、先ほど申し上げたリースのほうは46億のうち13億を支払っておりますし。

○河野行革担当大臣 燃油調整で10億で23億だから、384億から23億を引いた361億が現金として残っているわけだろう。

○農林水産省 いえ、あと25年度までに交付決定をしたうち26年度に支払いをした額、これが60億ございます。

○河野行革担当大臣 そうしたら、25年度の41億というのは何なの。

○農林水産省 説明者がかわって申しわけございませんが、25年度の41億円というのは、先ほどリース事業で9億円を既に交付しております。

○河野行革担当大臣 だから、要するに、41億というのは実際に払った金額が41億でしょ

う。

○農林水産省 おっしゃるとおりです。

○河野行革担当大臣 だったら、何で26年度には実際に払った金額を書いていないの。25年度の41億と26年度の81億というのは、性質が違う数字だろう。

○農林水産省 実際にお支払いした額です。25年度のほうはリースで9億円。

○河野行革担当大臣 25年度は実際に払った金額だけれども。

○農林水産省 26年度は、事業年度が前年度の支払いの分と当年度の支払いの分、両方が重なっているのですけれども、前年度の支払いの分がリースで37億、セーフティネットのほうで23億ございます。これが前年度からのずれ込みの60億という数字です。それから、26年度の事業の分で年度内に支払ったものが、リースで46億の交付決定のうち13億円、セーフティネットのほうで10億円弱ということなんです。

○河野行革担当大臣 ありがとう。

○田島次長 それでは、15分程度御議論いただければと思います。よろしく申し上げます。

○石堂評価者 御説明ありがとうございました。

名前が緊急対策となっていて、24年度から始まって、ちょっと聞いたところでは、当初は24、25の2年を予定していたけれどもと聞きましたけれども、この基金シートの中で、今、27年度末といいますか、もう1年度延長するのだという話がございます、数字の整理からいくと、27年度末で115億あって、それがさらに28年度に出ていくという感じで見ればよろしいのですか。

というのは、先ほどの説明の中では、まだ道半ばという言葉がございまして、今、28年度までに115億までが出払うのだとなると、道半ばと考えると、その後には基金を積み増してさらに進めたいというお考えがあるのかということをお聞きしたいのです。

○農林水産省 先ほど省エネの取り組みが、まだ面積カバー率で現在4割程度ということでございます、燃油価格の高騰にも耐え得る経営の体制を作っていく上では道半ばということで申し上げました。

他方で、この基金の状況でございますけれども、26年度末で302億円、それからこの27年度にどれだけの支出があるか、これはまた精査をかけていかなければいけないというこ

とでございまして、現時点において基金を積み増すとか、そういうことは私共農水省としては考えていないところでございます。

○石堂評価者 緊急と言いつつ、4年、5年と続くということになると、受け取っておられる方には失礼かもしれませんが、経営リスクというのはあらゆる事業にあるわけで、この園芸農家の関係も燃料が上がり下がりするというのは当然のこと。それが異常に上がったからこういう制度を構えたと理解したときに、そういう状態が何年も続いていくと、緊急という名前にかかわらず4年、5年と続いていくとなれば、それは自助努力といえますか、そういう情勢に耐え得るような経営をお願いしていくという部分があって然るべきでないかという気がするのです。

それに対して、例えば補助率を何となく下げるとか、どこかこういう情勢が続くそうだから農家の方も頑張っただけというものをに入れていかないと、ただ単に高騰した状態が続いているから今までどおりの補助を続けるのだというのだけではちょっとまずいような気がするのです、その点はいかがでしょう。

○農林水産省 御指摘は非常によくわかるところでございます。

この事業、リース導入の事業とセーフティネットということでございますけれども、先ほども少し説明を差し上げましたけれども、これに取り組む際に、まず取り組む産地が一体となって、最低15%の燃油使用量の削減に取り組むと。このうち10%を、先ほど言いましたようにチェックシート、自分の営農をきちんともう一回精査をして、どういうところに省エネの取り組みの余地があるかということ、そのチェックシートで明らかにしてチェックしてもらおう。その全産地内の全農業者の取り組みをしっかりとやらせてもらう。その上に、例えば先ほどのヒートポンプの導入、こういったことも組み合わせて産地全体の燃油使用量を削減していこう。そういった産地がセーフティネットの対象にも初めてなるよといったことで、おっしゃったような産地の自助努力をしっかりと促しながら進めてきている状況でございます。

○石井評価者 関連してよろしいでしょうか。

やはり緊急対策ということで手を打ったということで、そのときの判断だったのかなというところなのではございますけれども、同じ質問になってしまうのですが、今、基金シートを見えています。基金シートの「【延長理由】」というところに、「燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、27年4月から28年4月まで事業期限を延長」と記載されているのですけれども、高いとか低いとかというのは、概念というか、感覚値みたいなのところもあると思うのですが、これは具体的にどういう水準は高いと見ていらっしゃるのでしょうか。

ちょっと長くなって恐縮ですけれども、ぼんと上がったときは手を打たなければならぬと判断したということはわかるのですけれども、その後、その水準が続いているという

ことは、それを受け入れていかなければならないのかなというのが、ちょっと感想みたいな話で恐縮なのですが、今、どういう水準を高いと見ていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産省 過去の平均値といいたいでしょうか、過去7年中5年の平均という数字を私共はよく使いますけれども、これが76.7円という水準でございます。現在の燃油の価格が80円前後、直近は80円を切っているわけでございますけれども、そういった過去の7年中5年の価格と比べた場合には、まだ高い水準にある。ちょっと安くなってきてそういう水準にあるということでございますので、私共としてはそういう感覚を持って御説明をしているところでございます。

農業で使っております燃油でございますけれども、平成1桁台から17年ぐらいまでは、1リットル当たり45～50円ぐらいで推移をしておりました。それが10年ぐらいの間、倍に近い水準に跳ね上がってきているということでございますので、ここへの対応が生産現場でまだ十分にできていないというのが現状であろうかと思っています。

そういった中で、この対策の中できちんと省エネの取り組みをやっていく。さらに、今、申し上げたような水準でございますので、仮に燃油価格が高騰した場合のセーフティネットについては、まさに野菜の生産を行っている生産者の生命線として、現状では必要ではないかと考えているところでございます。

○太田評価者 事実関係を教えていただきたいのですが、まず緊急ということは、非常に跳ね上がったので急遽この基金を造られたということだと思うのですが、造られた時の燃油はお幾らだったのですか。現在はお幾らなのですか。

○農林水産省 24年度の補正予算ということでございますけれども、ちょうど24年暮れぐらいの価格の水準が90円弱でございます。現在、平成27年、直近でございますと、この夏場、手元にある一番新しいもので78円という数字がございます。その前までは80円台の前半で推移をしておりました。

○太田評価者 90円になる直前はお幾らぐらいですか。

○農林水産省 90円になる直前は、24年の数字ですね。それぐらいの数字ですね。80円台前半です。

○太田評価者 つまり、80円台前半から90円に上がったので緊急に対策が必要だということで、現在78円に下がっている。

○農林水産省 概して言えばそういうことです。

○太田評価者 10年前のことを考えると、まだ十分に高いということ。

○農林水産省 おっしゃるとおりです。

○太田評価者 10年間で燃油価格が上がったということ、費用構造の変化ということで、経営体というか、農家の方が吸収できないと考える理由は何ですか。

○農林水産省 先ほどの資料の中にありましたけれども、品目によって差があるものの、施設園芸農家の経営費の中に占める燃油の率は3割ぐらいになっております。

○太田評価者 わかりました。

これはあまり政策目的を議論しないということかと思いますが、変動性の激しい市況に依存するような品目が費用の中で占める割合の高い産業は、恐らく農家以外にもありますね。そういう産業は全て自前の経営努力で吸収しているものを、こうした農家に限って国が補助しないといけない理由は何ですか。

○農林水産省 先ほども言いましたように、この事業を進めていく中で、農家の自助努力というのは当然促しつつ進めているというのが1点。

それと、これは農産物の特性でございます。先生もよく御承知かと思いますが、非常に多数の生産者が作って、市場を介して流通をしているという商品でございますので、仮に燃油が上がりました、コストが上がりました、そのコストを価格に転嫁するということが極めて難しい商品だと思っております。そこは通常の企業経営の中でも難しいと思えますけれども、特に農業の世界では難しいところでございます。

○太田評価者 ただ、状況は全農家にとって一緒なのですね。全農家が赤字になれば、それは値段が上がるのではないですか。

○農林水産省 農家が全部困るとおっしゃった中身でございますけれども、実際に経営が立ち行かなくなって農業をやめざるを得ないということになって、生産が細って、そのことによって需給が乱れて価格が上がるということはあるかもしれません。

○太田評価者 それについて2点なのですが、まず農作物、野菜等の価格安定が必要であれば、なぜ価格を安定させるところに直接出さないで、燃油という生産要素というか、つくるほうの一つのコスト品目に着目してやるのか。目的に対して手段がすごく遠回りな感じがするという点が1点ですね。

同じように、農家の中で廃業される方が出てくるというのは大変なことなのですが、農業以外の産業で、同じように産業構造が変わったり、コスト構造が変わって廃業していく、例えば町工場の方とかがいらっしゃるわけですね。そういう町工場の方と比べて、なぜ農家だけ保護しないといけないのか。何か説得的な理由はあるのでしょうか。

○農林水産省 まず、野菜そのものの価格を安定化させる取り組みが必要でないかという論点、これはごもっともだと思います。野菜そのものについては、物すごく上下動の大きな品目でございます。消費者の生活を守る意味では重要でございますので、野菜価格安定制度という野菜そのもののセーフティネットを引いております。これはきちんと市場に対して安定した量を供給していく、そういう計画に基づく取り組みをやっている産地に対して対象にする。

○太田評価者 別に制度があるということですね。

○農林水産省 別に制度がございます。

○太田評価者 その制度があるとすると、目的としてこれを入れるのはおかしくないですか。別の制度で対応しているわけですから、農作物が安定しないといけないから燃油を補助するというのは、目的とはならないのではないのでしょうか。

○農林水産省 先ほどの野菜の制度といたしますのは、野菜の価格、生産物の価格でございますけれども、こちらはコストの上下動ということでございますので、ちょっと観点が違うということでございます。

○太田評価者 つまり、基本的には消費者が野菜を安定的に買うということが目的ではなくて、農家の方の経営を補助するというのが主目的だということですね。

○農林水産省 おっしゃるとおりです。

○太田評価者 それで先ほどの質問なのですが、なぜ町工場の人を補助しないで、町工場ではなくてほかの産業でもいいのですけれども、農家だけを国費で補助する必要があるのですか。

○農林水産省 農林水産省といたしましては、施設園芸の分野は野菜の供給にとって、例えばトマトとかピーマンなど国民の生活上重要な野菜の生産の半分を施設栽培の中で提供しているという状況にあり、やはり欠かすことのできない分野だと思っております、そ

この経営を安定化させる、こういう目的でこの仕組みを講じているということでございます。

○太田評価者 ただ、市場のほうで野菜の値段が決まっていると、中には意欲的な農家で、非常に効率的にやっていると。供給が減ればそういうところはさらに利潤が出て、より効率的な農家が普及していくところで、この補助金があるために新陳代謝が進まないために、かえって苦勞している農家の方もいらっしゃるのではないですか。

○農林水産省 そのような副作用のない形で、できるだけ政策を進めていきたいと思っております。

○太田評価者 もう一つなのですけれども、同じ目的を達成するために、なぜ基金方式でやらないといけないのかということについて伺いたいのですが、リースのほうは一つ別の事業としてあり得ると思うのですけれども、燃油価格と非常に相関の高いといえますか、同じように動く市況商品というのはあると思いますので、例えばそちらを買ったり売ったり、オプションであっても先物であっても、売ったり買ったりすることで、これほどの基金を積み増さなくてもできる可能性があるのではないかと思います。それをわざわざ基金という形でお金をためて同じ効果を狙われているのは、どういう理由なのでしょう。それは比較して、費用対効果を考えられた上でこの形式を選択されているということでしょうか。

○農林水産省 おっしゃったように金融商品、例えばデリバティブだとか、さまざまなリスクヘッジのやり方があるのではないかと御指摘かと思えます。まず現状としては、そういった手法と比較した費用対効果の分析というのは、私共現時点においてはできておりません。

ただ、おっしゃったような金融商品を扱うに当たっても、それを継続的に使っていく上でのコストといえますか、オプション料、手数料というものが常にかかりますし、恐らく価格の上下動にかかわりなく必要になってくるコスト。こちらの基金の場合には、実際に価格が上がったときに発動する。そこにコストがかかるということでございまして、そういった部分をしっかり比較しながら検討をしていく必要があるかと考えておりまして、これはちょっとお時間を頂戴する話かと思えます。

○太田評価者 もちろんオペレーションにもコストがかかるので、どちらが安いかは調べてみないとわからないということであろうかと思えます。

私からは、とりあえずは以上です。

○田島次長 あと5分ぐらい。

○石田評価者 3点教えていただきたいのですが、まず平成24年度にこちらを補正予算で、緊急対策で組まれたということなのですが、当初の交付額が425億3,000万ということで、こちらについてはどのような内訳で予定されたものであるのか。すなわち、先ほど来こちらの基金に関しては、リースの分と燃油価格の高騰に対するセーフティネット、その両方だということだったので、この内訳がわかるようでしたら教えてください。

○農林水産省 スタート時の内訳、積算ということかと思います。金額だけ申し上げますけれども、リース事業が33億円、セーフティネット事業が391億円、合計して425億円ということでございます。

○石田評価者 そうしますと、24、25、26とやっぺらっぺら、実績はそれに対してどうだったかを教えてください。

○農林水産省 24、25年度は、一体的に15カ月で執行しております。この事業年度で申し上げますと、24、25年度はリース事業が9億、セーフティネット事業が32億。これは実際に支払ったほうの金額です。

失礼しました。今、年度で答えてしまいました。訂正させていただきます。リース事業は、24、25事業年度で次の年度に支払った分も合わせて47億円です。

○石田評価者 もうトータルで構いません。当初、リースは33億で始めたのだけれども、少なくとも27年3月末の段階で、リースにどのぐらいでセーフティネットにどのぐらいだったか、合算した数字を教えてください。

○農林水産省 リースに93億、セーフティネットに47億です。

○石田評価者 そうしますと、基金シートの3ページ目の対応状況の【対応事項】を見ますと、「本対策は、平成24年度補正予算において」どうのということが書いてあるのですが、結局省エネ型経営構造への転換を図るということの中で、セーフティネットが必要な部分については、その間はキープするということではなかったか。基金シートの事業の目的を見ましても、どちらかというとそのように、構造を転換していくということに主たる目的があったのではないかと思われるのですが、そもそもの基金の設定として、当初リースは33億円程度。むしろセーフティネットのほうが大きかったという始まりからいきますと、先ほど来太田先生からもありましたけれども、燃油価格そのものについては、またかなり下がってきたりという中で、このセーフティネット自体をキープ

するかどうかというのは議論の余地があると思います。

むしろリースに関して伸びているということは、こちらの構造をどんどん省エネ型に変えていくという話になると思うのですけれども、こちらについては、恐らく事務局から最初に説明があったとおり、ヒートポンプの活用の推進事業だとか、いろいろな形で補助金も出ていると思うのですけれども、そちらとのダブリについてはどのように管理されているのか、考えていらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

○農林水産省 冒頭に御説明いただきました資料の中で、関連する事業があるのではないかとございました。これにつきましてはおっしゃるように2つ関連する事業がございます。2つの事業に共通する話ですけれども、新技術を実証、確立する段階での事業ということが目的となっております。

前者の産地リスク軽減技術総合対策事業につきましては、例えば地球温暖化だとか肥料資源の逼迫化、そういったものに技術的に対応していくために、かなり先鋭的な技術を確立する必要があり、それを現場段階で実証していくときに使う事業ということでございまして、普及段階を進めております私共の事業とは性格を異にしているということでございます。

環境省のヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業は、現在要求中でございますけれども、これも地区を限定した低炭素型の農業の実証事業ということですので、広がりがかかなり限定的だという点がこちらの事業との相違点と考えているところでございます。

○田島次長 そろそろ時間なので、最後に一言。

○金子評価者 それでは、質問をさせていただきます。

基金シートの1ページと3ページに関連してですけれども、1ページでリース導入事業を今年の5月から10月に延長しております。しかし、5月から10月に関しては、燃油はどちらかという下落傾向にあって、その中で3ページ目を見ると、基金の保有割合の積算根拠のところ、省エネ設備リース導入支援事業は「27年度は公募期間を延長していることから、昨年度の2倍の申請を想定し」という形になっていて、どうして公募期間を延長したのかというところの合理的な理由と、その公募期間を延長することで2倍の申請を想定されている根拠等について教えてくださいませんか。それによって基金の保有割合が全く変わってくると思いますので、その点を教えてくださいませんか。

以上です。

○農林水産省 今、リース事業について公募期間を延長したことにより2倍の申請を想定していること理由ということで質問がございました。実は27年度につきましては、昨年度の9月に要望量調査を行った際、燃油価格が106円という形で高騰していた、値上がり傾

向にあったということで、過去の実績を上回るような形で要望が出されていたということがございます。

また、これまで要望に対してリースでかなり多くの皆さんに積極的に入れていただきまして、実際の執行額がそれを上回るペースで導入していたということ。

それから、そういった背景も踏まえまして、公募期間についても1次公募と2次公募でしっかり公募を行っていかうということで、あらかじめアナウンスをする形で推進をしてきたところでございます。

1次公募の結果につきましては既に御報告させていただいておりますけれども、約14億という形になりました。2次公募につきましては10月下旬まで、ついこの間まで公募をさせていただいていたので、まだ取りまとめがきちんできていないのですけれども、今、聞き取りで聞いている限りにおいては、92億というものを大幅に下回るような形になりそうだと考えております。

こちらの理由といたしましては、公募をかけてから、高い水準ではあるのですけれども、要望をとったときに比べますと燃油価格がかなり落ち着いてきていたということ、やや暖冬の傾向があったこと、公募期間をかなり延ばしたことで、燃油価格についても安定しているということとずっと農家の方が様子見をされ、要望は出していたものの結果として、今年度の導入を見送ってしまった方がかなりいらっしゃったのではないかと考えているところでございます。

○田島次長 そろそろ。あと2つありますので。

○山田参考人 せっかく参考人として来たので、一言だけ感想を言ってもいいですか。

○田島次長 はい。

○山田参考人 私が農水省だったら、多分単年度予算よりも基金のほうが良い理由という資料を作ってくると思うのですよ。でも、補助資料にはそれがなかったもので、もしかして基金かどうかというのは大して重要でないのかなと思いました。

あと、省エネへの取り組みがまだ途中だという話があったのですけれども、それはこういう基金を毎年毎年延長するから延び延びになるのではないですかと思うのですね。夏休みの宿題は、8月31日があるからみんなぎりぎりにやるか、早目にやろうと思うわけであって、締め切りがないものはみんなやる気が起きないというか、機械が故障したらリースしようかという話になってしまうと思うのですというのが、今、聞いた感想です。

○田島次長 あと2つありますので、そろそろ取りまとめをよろしいですか。

○金子評価者 それでは、取りまとめをさせていただきます。

本基金につきましては、事業の将来見込み、実際の執行実績の間には非常に大きな乖離があります。ということで、事業の執行計画自体に無理が生じているのではないかと見受けられます。これを踏まえたと、使用見込みが低い資金が基金内に滞留していると考えられることから、改めて事業の執行計画等を再精査した上で、余剰資金については国庫返納すべきであると思います。

本基金につきましては、省エネ設備のリース、導入支援については、先ほどもありましたとおり、本基金以外でも実施されているものでありまして、今から改めて終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められないものと考えますので、当初どおりの終了期限をもって本基金事業での支援を終了すべきであると考えられます。

以上です。

○田島次長 補足はよろしいですか。

○太田評価者 これは農林水産省の事業全般に、第1回の行政事業レビューからずっと感じていることなのですが、農家の方のためになるという話で事業が全部正当化されるのですけれども、これは税金を入れているので、農家以外の国民にどういうメリットがあるかということを実得的に示さない限りは、それは農家の自助努力ですればいいでしょうと。ほかの産業は全てそうしているわけなので。税金を入れることによって農家以外の人にどういうメリットがあるのかというところの説得的な説明は、いつもいただけないように思います。

今回の省エネリースであれば、恐らくCO2削減というのは、ほかの人にとってのメリットだと思うのですが、そうすると、なぜ環境省でやらなくて農林水産省なのかという議論になろうかと思えます。

以上です。

○田島次長 それでは、次に2つ目の基金について議論します。街なか居住再生ファンド、国土交通省所管です。事務局より極めて簡潔にお願いします。

○事務局 簡潔にいたします。

街なか居住再生ファンドの事業概要ですが、中心市街地における住宅等の整備事業を行う民間事業者に対する出資ということでありまして。出資ですので、出資したものが返ってくればぐるぐる回るといってお金が回転する形の基金でございます。

平成17年度に造られまして、全国市街地再開発協会というところに平成26年度末で79億円が置かれております。出資実績等、①ですが、執行が低調である。28年度要求がありますが、積み増しの必要があるかどうかというのが1つ目の論点でありまして、執行実績を

見ますと、24年度は1億円、25年度は5億円、26年度はなしということであります。

次のページへ行きまして、2つ目の論点として、基金方式で行う必要があるか。単年度予算による社会資本整備総合交付金、これはさまざまな社会資本整備関係の補助金を統合したさまざまな用途に使える交付金でありますけれども、それで対応が可能ではないか。

それから、終了期限は原則として今年度末ということになっているのですが、その延長を要望しております。いずれにせよ、終了期限を定めるべきではないかというのが3つ目の論点であります。

以上です。

○田島次長 それでは、国土交通省より2分以内で説明をお願いします。

○国土交通省 それでは、御説明をさせていただきます。

街なか居住再生ファンドでございますが、民間の住宅整備事業等に対しまして出資をすることによって、都市中心部での居住の推進を図ることを目的としております。

対象区域事業につきましては、そこがございますとおり、中心市街地活性化基本計画の区域等でございます。

これまで、26年度までに15地区、48億円の出資実績がございます。昨年度末の基金規模は78億円となっております。

御指摘を踏まえた対応でございますけれども、本基金につきましては、平成28年度末までの必要額を除いた額につきまして、今年度末に国庫返納を行い、28年度予算としての積み増しは行わない方針といたしたいと思っております。

この際、今後の支出予定につきまして過大に見込んでいるのではないかと御指摘もありませんけれども、これにつきましては、既に手続が進行中の実行の確度が極めて高い案件に限って算出することとしております。

合わせて、目下政策課題であるコンパクトシティあるいは街なか居住の推進というものに向けまして制度の見直しも行うことといたしまして、支援対象区域につきまして、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域あるいは中心市街地活性化基本計画区域に重点化することにしたいと考えてございます。

具体的な国庫返納額の算出方法について御説明をいたします。まず28年度までの必要額でございますけれども、26年度末時点の出資残高、これに27年度、28年度の新規出資額を加えまして、そこから27年度に出資終了額、償還額でございますが、これを差し引いた額、53億1,600万円が必要でございますが、現行の基金残高との差額、25億3,100万円を返納するというものでございます。

以上でございます。

○田島次長 それでは、15分程度御議論いただければと思います。

○太田評価者　こちらは出資という形でコンパクトシティ化を進めるような案件に、恐らくは優先株式という形で導入されているという理解でよろしいですか。

○国土交通省　いわゆる劣後債、優先株式というものでございます。

○太田評価者　とすると、借り入れをした場合の金利の平均がどれぐらいであって、こちらの出資によって期待されている優先配当等の利率がどれぐらいなのでしょう。

○国土交通省　通常の金利2%程度に対しまして、現状の実績から言いますと、本ファンドの配当は2.6%程度になっております。

○太田評価者　とすると、借り入れより高い金利といいますか、配当の利回りを得ているということで、これは借り入れで済まない理由は何なのでしょう。出資をしないといけない理由は何なのでしょう。

○国土交通省　主に地方都市における住宅整備等でございますけれども、当然自己資金と借り入れによって成立をしております。その際に、自己資金の投資に対して高いリターンが期待できないということで、なかなか事業者の出資意欲が湧かない際に、中間的なリスクとリターンを期待するファンドを導入することによって、事業者に対してはより高いリターンが期待できるということで、事業者の資金の呼び込みが可能である、こういう事業だと考えてございます。

○太田評価者　実際に、通常の普通の出資者の平均利益率はどれぐらいなのでしょう。

○国土交通省　このファンドを使った事業ということであれば、私共のリターンとそう変わらないリターンだと聞いております。

○太田評価者　とすると、それは出資の額を増やすことによって借入金利が抑えられているということですか。

○国土交通省　資金環境として同じ効果があると思います。

○太田評価者　とすると、基金形式でやる必要がどこにあるのでしょうか。利子補給ではダメなのでしょうか。

○国土交通省 資金構造の改善という意味では、借入金利の金利を下げるということと、ファンドによってリスクを取りながら比較的低いリターンの資金を供給するということと同様の効果があるのかもしれませんが。ただ、一方でファンド形式ですと、当然出資したものがいずれは償還されて戻ってくるということで、継続的に事業を実施するという点から、それぞれ一長一短があろうかと思っております。

一方で、利子補給ということになりますと、当然出し切りのお金ということになりますので、どちらがいいのかというのはそれぞれの事業の性格によるのかと思います。

○太田評価者 それは比較されていますか。

○国土交通省 費用対効果について、定量的にしっかりと比較したということではございません。

○石堂評価者 基金シートの終了予定時期のところに、「平成18年度閣議決定により終期は原則として27年度末とされているところである」という表記があるのですが、これは結果的に間違った表記ではないのですが、実際は18年度の閣議決定で、そのときに、既にある基金については27年度まで、27年度ではなくて、27年度までの終期を設定しなさいというのがうたわれて、ただし、そのときに法律の裏付けのある事業で、法律上いつ終わるということが書かれていないものは例外だというのがあって、その例外に該当すると判断したから、非常に低迷した実績にもかかわらずずっと続いてきたというのが実態ではないかと思うのですね。要するに、平成18年度の時点で法律の裏付けがあるという支えがなければ、私はこの事業はとうに無くなっていたのではないかという気がするのですね。

ですから、今時点に立ってみると、平成18年度の閣議決定の趣旨に従って、いわば本年度末で当然に終了すべき事業と考えるべきでないかと思うので、その点はいかがですか。

○国土交通省 当初、都市再開発法あるいは中活法の中で、国が事業の施行者に対して事業の必要な資金の融通に努めるという旨の規定がございましたので、その段階では法律根拠があるものとして整理をさせていただいておりました。

一方で、今年基金シートを改めて整理する中で、事務局等と御相談する中で、法律根拠というのは、そもそも法律条文に基金を造成する旨の記載があることに限られるということでございましたので、御指摘を受けて基金シート上は27年度期限という形で改めさせていただいたものでございます。

一方で、今、私共、人口減少に伴うコンパクトシティー化を進める中で、街なか居住あるいは市街地における再開発というものは引き続き重要な課題だと思っております。27年度を終期とした上で、一旦事業の内容を見直して、延長をお願いしたいと考えてございま

す。

○石堂評価者 この基金に関しては、平成18年度の閣議決定というのは非常に重要な意味を持っていると思うのですが、そこで既存の基金については平成27年まで、要するに10年以内、それからあの閣議決定の中では、新規に造る基金についても10年以内の終期を設定しなさいと書かれているのですね。この10年というのは、何も5年、10年という切りのいい数字ということではなくて、やはり10年経てば経済社会情勢もすっかり変わるということを念頭に置いたものだったと考えるべきだと思うのですね。

そして、御存じのように、今、安倍内閣のもとに地方創生という形で、地域、地方をどう再生するかということで、非常に沢山の施策が新規に出てきています。それはまさしく、この閣議決定のときにあったように、10年経ってすっかり状況が変わったということだと思うのです。

その中で、先ほど言ったような経緯もあれば、この事業を無理に27年度以降も継続させるという発想はちょっと理解できないのですけれども、いかがでしょう。

○国土交通省 繰り返しになりますけれども、現時点で私共の国土全体の政策の中で、コンパクトシティを進めていく上で、街なか居住というものは引き続き推進すべき施策だと考えてございます。

こういったことから、本事業については27年度の終期を一旦延長して、当然その中には必要な事業の見直しを行ってまいりますけれども、引き続き行っていきたいと考えてございます。

○石堂評価者 あまりこれ以上は申し上げませんが、確かに何かをやれば何かの効果があるだろうと言いだめると、もうとめどがないと思うのですね。そういう意味では、はっきり言ってこの施策をやめたからといって、国の施策である地域活性化というものが損なわれるというインパクトは既に無いのではないかと思いますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

○石田評価者 基金シートの1枚目を見ますと、平成22年度に一旦事務事業の横断的見直しということ踏まえて、20億円の返納をされていると思うのですが、恐らく当時においても、まだ必要性などを検証された上で、それでも20億は必要なのだと残されたのだと思いますけれども、回転型なので回収されてくるというずれもあったということもあるかもしれませんが、実際には逆にまだ32億残っていると。あまりにもこの実績と見込みの乖離が大きい原因は何であったかということについて、御説明をいただきたいというのが一つ。

もう一点は、本来であれば先ほどお話があったとおり、本年、平成27年度末で終了にな

るべきところを延長したいということなのですけれども、そちらのほうで残したい金額というので基金シートの3ページのところに、保有割合2.46と書いてありますけれども、その下に使用見込みの低い金額46億8,100万は今年度中には返納しますと。逆に言うと、差額分についてはまだ保有をしたいと。その金額がどこにあるのかというと、保有割合の中の積算根拠の中の出資残高に出資見込みを足して、回収見込みを引いて、管理費を引くという形になっていると思うのですけれども、先ほどおっしゃられていた出資手続中の案件というのはどのぐらいの確度を持ったものであるのかということと、管理費というのは、こちらが5,500万ぐらいを見込んでいるのだと思うのですけれども、こちらの積算根拠はどういうものであるのか。要するに、これだけ残さなければならない必要性というのについて、もう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○国土交通省 まず、基金の残高と実績との乖離でございますけれども、昨年の秋のレビューでも御指摘いただいたところでございますが、この基金については幅広く基金を検討される方からの御相談をいただいております。

従前は、御相談があった案件については、最終的に出資につながる可能性があるものとして予定額という形で見込んでございましたけれども、本年度に至りまして、より確度の高いものということで、事前相談をある程度終えて、具体的な相談申し込み事務に入る事業に限って予定額という形にさせていただいております。

出資手続中の案件につきましては、御提出いたしました資料の最終ページ、27年度、28年度の実施地区一覧でございます。

まず27年度につきましては、A、B、C、3案件ということで、いずれも事前の協議は済んでおります。うち2件は出資済みでございます。最後の1案件につきましては、協議を既に終了し、本年11月に出資を予定しているところでございます。

28年度でございますけれども、ここに9件挙げてございますけれども、うち6件は既に事前協議を終了いたしておりまして、28年度の早い時期に出資を予定してございます。残り3件につきましては、事前協議を現在進めておりますけれども、事前協議が整った段階で来年度の出資予定に組み込みたいと考えてございます。

○国土交通省 管理費の点について、私から御説明をさせていただきます。

管理費等ということで、5,500万円の積算をさせていただいてございますが、基金シートの2ページ目の「収入・支出等」の欄でございます。そちらの支出の欄の平成27年度見込みの合計(c)というところが5,500万円。事業費3,400万円、管理費2,100万円。事業費といたしましては、出資に係る直接経費、信託手数料ですとか信用調査費あるいは審査委員の方々の謝金等。あと、管理費ということで固定経費ですね。人件費ですとか事務所賃貸料などを積ませていただきまして、合計として5,500万円ということになってございます。

以上でございます。

○石井評価者 確認ですけれども、基金シートで最も大事なところで、基金シートの2ページ目を見えています。

基金シートの2ページ目上の「27年度見込み」の31億6,600万円という数字と、今日いただいた説明資料は一致していますか。

○国土交通省 御質問の点は、31億6,600万円と、今日私共が御提示させていただきました返納額の考え方の欄でございますでしょうか。

○石井評価者 はい。

○国土交通省 これは一致してございません。今、私共から御説明をさせていただきました点を改めて御説明いたしますと、当初、平成27年度の基金シートにおきまして、平成27年度末までの必要額を見込んで、平成27年度の返納額というものを積算させていただいた上で、先ほど事務局から御説明がございました平成28年度の必要額について、私共、予算要求をさせていただく形で積み増しの要求をさせていただいているところでございます。

その点につきまして、事務局からも積み増しが必要なのかという御指摘がございましたことを踏まえまして、私共、積み増しをしない御提案として、返納額自体を減らすという案を、今、御提示をさせていただいたものでございまして、結果として、私共が御説明したパワーポイントの資料につきましては、基金シートとは異なる数字として御提案をさせていただいております。

○石井評価者 承知しました。

そうすると、戻るのですけれども、延長するのどうのという話がありました。これはどうしても出資という形ですので、それが残ってしまうという理解でよろしいでしょうか。回転型ですから残ってしまうという部分と、今後どこまでやるのだという話の中では、現在、基金シートの額ではなくて、いただいたパワーポイントの資料のほうで言うと、28年度新規出資額22億3,900万円というものが今後新たに出資に回ると。基本的にはこれより先は見えていませんという理解をしてよろしいでしょうか。

○国土交通省 さようでございます。今後は、出資したものが回転する中で当然償還されてまいりますので、それを回転させながらこのファンドを運用していくということを考えております。

○石井評価者 ここは大事なかなと思うのですけれども、出資として残高が残ってしまうので、今、この基金を閉じられないということは、私は理解しているのですけれども、そこ

から再投資をするというところを今、考えていらっしゃるということなのでしょうか。

○国土交通省 28年度出資については予定しております。

○石井評価者 28年度出資ではなくて、既存の出資残というものがありますので、この出資残というものは、例えば今年中に返さないということはできないと思うのですね。なので、出資の残高が残っている限りは、この間に入っているのは公益社団法人、ここに出資残として資産が残るのはわかるのですけれども、出資が返ってきたら、今また再投資を考えていらっしゃるということなのですか。それとも、現状28年度に決まっているものがあるのでここまでは出資します。でも、そこから先は、今度は回収フェーズに入っていくので、また必要であれば違う政策はいろいろあると思うのですけれども、そう考えていらっしゃるのか。どちらでしょうか。

○国土交通省 事業の必要な見直しを行った上で、新たな出資も行っていきたいと私共としては考えてございます。

○石井評価者 わかりました。

○山田参考人 今のお話を伺っていると、何かずっと続きそうなのですけれども、そもそも平成27年度で終わると決まっているのに何で受注するのだというのを普通に思うのですね。補助資料の4ページ目をみると、平成29年3月出資予定とかそういうものもあるので、民間のファンドでしたら、10年償還と決まっていたら、もうその直前で新しく出資するファンドマネジャーは多分首ですよ。終わるとわかって、何でまた新たに出資して手間をかけるのだと。だから、終わらせる気がないのだな、延命させるためにこうやって先の先の受注をとっているのだなと見えてしまうので、非常に悪質だなと、今のところ感じてしまいました。

○河野行革担当大臣 それはできないよと言ったら、断れるのだね。もともと27年度末で締めるわけだから、ここで締めなさいと言ったら、その28年度は出資しませんと相手に言えるのだね。

○国土交通省 未出資のものについては、理屈上は出資をしないということは可能ですが、出資を前提に各事業者は事業を組み立てられておられます。

○河野行革担当大臣 それはもともとないわけだから、ここで延長しないよと決まったら、先方には出資しませんよと言わなければだめだよ。だから、そういうのは織り込み済みだ

ね。

○太田評価者 優先株式は、平成27年度末で締めるということで償還する予定になっていないのですか。私は、期限が決まっているので、当然償還条項が付いていると思っていたのですが。27年度末で締める予定なのに、それ以後の出資も付いた条件で優先株式を入れているのですか。

○国土交通省 先ほどの御説明の中にもあったのですけれども、私共、当初は本ファンドにつきまして、法令に基づくものということで終期を記載してごさいませんでした。今年度のシート作成に当たって内閣府の事務局と改めて御相談したところ、法令に明確に基金造成の根拠がないものについては法令に基づかないものということで、27年度終期という形で、シートは改めて作成をしていたわけでごさいます。

ということもあり、これまで出資したものについて27年度償還の約束として、必ずしも出資をしてきたものではごさいません。

○石田評価者 そういう認識だったとすると、当時、27年3月にはこれが終了するということを前提として契約書になっていないということですね。そうだとすると、相手のあることなので、契約条項を今から変えられるか、そこについては問題があるかもしれませんが、少なくとも本年3月で終わるというものに関して、事前協議を今年の7月にも開始しているということについては延長ありきの話であって、逆に言えば、この基金自体は、本来は平成27年3月で終了するというものなので、もし、延長が認められない場合には、事前協議があったとしても別に投資することを約束しているわけではないので、こちらについては打ち切りとなってもやむを得ない。これについて法的な責任を問われるいわれはないと理解しますけれども、それらの理解でよろしかったでしょうか。

○国土交通省 法的な責任という意味では、御指摘のとおりかと思います。

○石田評価者 それから、街なか居住再生ファンドという箱がいつまで必要なのか、これについて、もう既に地方創生ですとか、いろいろな形でまちづくりというのが急ピッチで進んでいる中で、この箱を使いながらファンドをまた回転型で続けていこうということについては一旦見直して、それこそ省庁間での横串も刺していただいて、どこにお金をかけるべきなのか、どこのファンドに対して出資すべきなのかというのは、基金は終了した上で、ゼロベースで考えるべきだと私は思います。

○太田評価者 その基金シートの「成果目標及び成果実績（アウトカム）」というところで、中心市街地人口比率の増加を目指す。これを前年度比0.2%増とするということですね。

れども、人口が減っていても、その中の比率が都心部というか、街なかの中心部に集まればいいということだと思うのですが、本当にこのファンドでこの比率が上がるというのを想定して始められているのですか。

○国土交通省 前回の御議論の中でも、アウトプット目標と事業の内容の整合性がとれているのかという御指摘をいただいたところでございます。私共、これは反省しなければいけないと思っておりますけれども、そういったこともございますので、今後この事業の成果指標も少し見直す形で、例えば出資に対してどれぐらいの総事業費の事業が行われたのかと、直接的な効果を測る成果指標を導入していきたいと考えてございます。

○太田評価者 これが本当に政策目的だったとすると、政策目的達成のための手段として不適切ということになるので、契約条項は残ると思うのですが、できるだけ早く廃止して撤収すべしということにならないですか。

○国土交通省 御指摘のように、その成果指標の設定そのものがあまり正しくはなかったのかなと考えてございます。

○太田評価者 成果指標だけで、政策目的は正しかったと。

○国土交通省 そのように感じております。

○太田評価者 その政策目的を達成する手段として、これは適切だとお考えですか。

○国土交通省 一定の効果を持ってきておりますし、今後も効果があるのではないかと考えてございます。

○太田評価者 その効果を測れないのですね。どうして一定の効果があったと言えるのでしょうか。

○国土交通省 現実に15件あるいは48億円の出資というものが行われ、その中で中心市街地における住宅供給というものが出来てきたこと自体は成果でなかったかなと考えております。

○太田評価者 これがないと達成されなかったものというのは、どれぐらいあるのでしょうか。

○国土交通省 もし、このファンドがなかったときに、この15件が全て成立しなかったかどうかということは、確信を持って申し上げることはできませんけれども、ファンドを利用していただいたということは、そのうちのかなりの部分はファンドによって実現されたものではないかなと考えております。

○太田評価者 例えば15件全部、このファンドがなくても成立したとすると、政策目的にはこの基金は全く貢献していないですね。むしろファンドを構成した人たちは多少利益が増えたということで、私的利益の充当にはなるとしても、コンパクトシティー化という目的には全く貢献しないということになると思いますので、この15件が本当に全部このファンドがないと出来なかったかどうかというところは、クリティカルではないですか。それは決定的に重要なのではないですか。

○国土交通省 その効果等については、改めて検証させていただきたいと思います。

○石堂評価者 最初に御指摘したように、昨年度の基金シートまでは、これは期限がないのだと理解してやってきたというところはわかるのですよ。ですから、先ほどこちらの質問のお答えの中でも7月とかという話がありましたけれども、いわば27年度になって何月ごろに、これは間違いだと気がついていたのかというのが、本当は問題になってくると思うのですね。それがだめだといった瞬間に、どのように延ばそうと思っても27年度までしか延びない基金事業だという理解に立つべきだったと思うし、そういう意味ではこれからこの基金の名前によって行われることは、ある意味でははっきり言うと残務整理。先ほどの既契約のものをどのように見直すとか、話しかけてしまったものを、申しわけないけれども、うちはやらなくなったからということをやする残務整理に尽きるのではないかという気がするのですね。

○田島次長 最後に1つ残ってございますので、そろそろよろしいですか。
では、取りまとめをお願いしたいと思います。

○金子評価者 先ほどからありますとおり、当初、造成時の将来見込みと執行実績の間は、かなり大きな乖離が生じているものと思われま。

また、先ほど国庫返納の件が出ましたけれども、積み増しはしないけれども、当初基金シートにあった金額よりも国庫返納の金額を減少させるという点についても、やはり事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべきであると考えられます。

また、基金事業の終了期限は明確に設けるべきものと考えます。

以上です。

○田島次長 それでは、最後の基金、民間再開発促進基金。事務局よりよろしく申し上げます。

○事務局 民間再開発促進基金、国土交通省の所管でございます。

これは、市街地等の再開発組合等が金融機関から借り入れする場合に、債務保証を行うために設けられた基金であります。市街地再開発等の再開発は複数年度にわたって行われますので、基金が設けられたということでもあります。

基金がつくられたのは、昭和53年度。全国市街地再開発協会に40億円が設けられております。

論点としては、こちらにも執行が低調であり、28年度に積み増し要求がありますが、その必要性があるかどうか。

下の表を見ていただきますと、24年度以降、当初見込み24億円に対して3億円、以下3億円、2億円、27年度見込み4億円となっております。

次のページであと2つの論点がありますが、2つ目は、こちらは債務保証を行うということで、実際にお金が出るのは保証債務が履行されなかったとき。平たく言いますと、民間の再開発組合等がお金を返すことができなかつたときに、かわりに返してあげるといふ建て付けになっております。全ての再開発組合がそういうことになるわけではありませんので、そうであればこういった債務保証の引受限度額は、基金残高と同額でなくてもいいのではないかと。リスクに応じてより高い引受限度額とすることが可能ではないかと。より高い引受限度額にすれば、基金残高は抑えることができるというのが2番目です。

3番目は先ほどと同じであります。原則は今年度末で事業の終了期限ということになりますので、終了期限はきちんと定めるべきではないかということになります。

以上です。

○田島次長 それでは、国交省から2分以内でよろしく申し上げます。

○国土交通省 先ほどと重複する部分がございますので、手短かに御説明いたします。

本基金でございますが、市街地再開発組合等の信用を補完することによって資金調達を円滑化し、民間による市街地再開発事業の促進に寄与することを目的としてございます。

26年度末までに62地区、110億円の債務保証を実施してございます。

昨年度末の基金規模は、39億円となっております。

御指摘の論点に対する対応でございますが、提示されました主な論点につきましては、本基金につきましても、28年度までの必要額を除いた額につきましても、今年度末に国庫返納を行い、28年度の積み増しは改めて行わないこととしたいと考えてございます。

この際、支出予定につきましても、先ほど同様過大に見込んであるものではなく、現在手続が進行中、保証に至る一步手前のものまでを案件として見込んで算出することとして

ございます。

また、この基金の必要額の考え方でございますが、先ほど同様、26年度末の債務保証残高に27年度新規債務保証額、28年度新規債務保証額を加えまして、27年度に債務保証が終了する額を控除いたしまして、19億5,700万円を必要額とし、現行の基金残高との差額19億9,000万円を返納することとしたいと考えてございます。

以上でございます。

○田島次長 それでは、議論をよろしくお願いします。

○石堂評価者 事業の終期の関係は、私、街なかと全く同じ考えですので、それはまず意見として申し上げておきたいと思えますけれども、基金シートの中で、これも街なかと同じ協会が受けてやっているわけですけれども、要するに、街なかと共通ですけれども、あまり実績が伸びなかったと。こういう基金を置いて事業をやっていくときに、世の中にどれぐらい対象があるのだろうか、いわばどのぐらい食いついてくるのだろうかという需要の調査というのをやられたのかな、やられなかったのかなというのが非常に気になるのですね。それは協会の仕事という認識なのですかというのを、まず1点お伺いしたいのです。

○国土交通省 前日も御説明をしたところですが、これまでは各種の事業が事業資金計画の策定に当たり、この基金による保証も含めて再開発協会に御相談をいただいております。御相談いただいたものについては、最終的に保証に至る可能性があるものと捉えて、私共はそれを世の中のニーズという形で基金を準備してきたわけでございます。

ただ、御指摘のように、実際には御相談をいただいても、その資金計画をつくる段階で債務保証が必要ないという状態に至ることも多く、実際に債務保証につながる比率というのはかなり低かったということがございます。

そういった反省も踏まえまして、現在では必要額あるいは基金の必要規模というものは、確実に債務保証につながる事業のみをもって類推するようにいたしております。

○石堂評価者 要するに、この基金を設定するときに、世の中にこういうものに対する需要がどれだけあるかということが、まずなければならなかったと思うのと、もう一つは、途中段階で事業の範囲を拡大し続けていますね。そうすると普通だったら、今度はこういう分野にも延ばしてみようというときには、それによってどれぐらい需要が伸びるかということも当然考えながらやっていくはずなのだけれども、要は発足のときも、その後の事業拡大のときも、この事業に対する需要の把握というのは非常に不十分だったのでないかと私は思います。

それで、基金シートの中に「基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況」というのがあって、この中に民間再開発促進基金運営委員会というのが置かれていて、そ

ここに国交省も参加してという部分が出てきます。それで、中身を読んでいくと、いろいろな事業報告とか何とかについて国交省が確認したという表現になっているのですね。この確認というのが非常に曖昧な表現で、文章を読みましたというだけだとつまらない話ですから、文章を読んで、それでよしと国交省は考えたと思うのです。

そのときに2方向あってちょっとあれなのですけども、こういうお金を協会に下している以上、国交省にはそれなりの監督責任が当然ついて回ると思うのですね。その監督責任が一方でありながら、運営委員会というものを組織して、そこに国交省がまた入っているというのはどういうことなのだろうなど。

一つには、言ってみれば、当然持っているはずの監督権との関係ということがありますし、もう一つは、やり過ぎると協会というものの独自性といえますか、協会自身との責任の区分が非常に曖昧になる危険も持っていると思うのです。

これは街なかも全く同じ運営委員会がありましたけれども、その意味で、この運営委員会の位置づけをどのように捉えてきたのかというのをお聞きしたいと思います。

○国土交通省 運営委員会につきましては、財団の中にファンドあるいは基金が置かれているわけですけども、この基金を運営する基本方針等について審議する場と理解をしております。

私共国土交通省は基金を監督する省庁として、当然その基金の運営を監督するという立場はございますが、運営委員会は、その基金を運営する団体が、自ら適正に基金を運営するために設けられた機関と理解をしております。

○石堂評価者 という意味では、一般的な監督権限ともダブらないということになるのですか。

○国土交通省 そうですね。監督権限自体は、その運営委員会を通じて行われるというよりは、省庁自らが監督をするということかと思います。

○石堂評価者 ただ、監督権限があるということは、逆に言うとそれ以上のことを国がやっていたかどうかというのは非常に問題のあるところですね。この運営委員会に国交省も参加するようになった経緯は何かあったのですか。

○国土交通省 現在は、運営委員会の委員という形ではなく、オブザーバーという形で参加をさせていただいております。

○石堂評価者 現在はというと、前は委員として入っていたという意味ですか。

○国土交通省 過去からさようでございます。

○石堂評価者 なかなか難しいところですね。オブザーバーといってもそこに国交省がいれば、にらみをきかせるということにもなるのでしょうか。

○田島次長 どうぞ。

○石田評価者 そもそも保証をするときに、デフォルトの危険の高い案件についても保証されるのかということを教えていただけますか。

○国土交通省 資金計画等を提出していただいて審査をしておりますので、基本的にはデフォルトに至る可能性は低いものと考えてございます。

○石田評価者 過去のデフォルト率を教えてください。

○国土交通省 60地区で1件です。

○石田評価者 それはデフォルト率にするとどのぐらいになりますか。

○国土交通省 件数の率で言えば。

○石田評価者 件数ではなくて、我々民間で言うところの貸し倒れの率になるのですが。

○国土交通省 額ですね。1%を切る数字だそうです。

○石田評価者 ちなみに、保証料は取らない。

○国土交通省 保証料はいただいております。

○石田評価者 何%もらっているのですか。

○国土交通省 担保ですとか、保証人ですとか、あるいは事業の性格によって異なりますが、0.2~0.75%程度だったと思います。

○石田評価者 保証期間というのは、平均的にはどのぐらいの期間になりますか。

○国土交通省 最長5年、平均的には1年程度。

○石田評価者 最長5年で平均的には1年程度。事前の話ですと割と短いものもあったようにお伺いしたと思うのですけれども、ちなみに、今ですら保有割合が3.35ということで、保証をしなければいけない額よりも相当基金を貯めていらっしゃるようなのですけれども、これはどういう形で保管、運用をされているのか、教えてください。

○国土交通省 国債運用でございます。

○石田評価者 こちらの事業についても、本来であれば平成27年3月で終わるという基金であったかと思うのですけれども、まだこちらについても継続をされたいという前提で、今後かかるものを計算されているのですけれども、こちらについても先ほどと同じように、基金シートの3ページ目の「保有割合」の中に書かれている保証見込み額、平成27年8月時点の7億5,800万円の確度と、8,100万円の管理費の中身を教えてください。

○国土交通省 保証予定案件につきましては、先ほどと同様の資料に挙げてございますけれども、細かい数字は後で。28年度、3件の保証を予定してございますけれども、大半のものが保証済み、あるいは資金計画の提出済みでございます。それ以外のものにつきましても、資金計画について現在協議をしております、近い時期に資金計画を提出していただく予定となっております。

○国土交通省 今の最後のページでございますが、基金シート上は7億5,800万円と書かせていただいているところにつきまして、私共のお出ししたパワーポイントは7億7,800万円となっております。現在、資金計画の提出に向けて検討中の地区でございます、その地区で2,000万円増額の債務保証を予定しているということで、基金シート作成時から変更がありましたものですから、7億7,800万円という数字を書かせていただいております。

管理費等につきましては、こちら先ほどのファンドと同じでございますが、基金シートの2ページ目でございますけれども、「収入・支出等」の「支出」の欄の「事業費」「管理費」「平成27年度見込み」のところ合計8,100万円になってございます。事業費といたしまして、信用調査費ですとかデータベース管理委託費等が2,700万円。管理費といたしましては、人件費ですとか事務所賃貸料を5,400万円ということで、8,100万円を積みさせていただきます。

以上です。

○田島次長 あと5分程度にしたいと思います。

○石田評価者　まとめだけ。

通常ですと、このようにデフォルト率が低くて、しかも短期での保証しかないのだとするならば、このように資金を残しておく必要性があるのか。民間の保証会社では到底考えられないのですけれども、100%プラス、しかも事務費も取って、なおかつ、保証料も取っているし、国債で運用しているしとなると、あまりにも保有されているのが多過ぎて、本来の必要最小限度に区切るべきとするのではないかと考えますけれども、ほかの方の御意見の中で無理でしょうから、お願いします。

○石井評価者　1つだけ質問をさせてください。

保証は、事業者が金融機関から短期で資金調達をするといったときに保証をすると。この保証というのは100%保証なのですか。金融機関にリスクは持たせているのですか。

○国土交通省　この保証は、初動期資金と工事の資金と2つありまして、初動期資金について100%保証の対象にしております。建設資金については、80%を限度として保証の対象にしております。

○石井評価者　民間の金融機関には、そこについてリスク負担をしてもらっているということですね。わかりました。

これも先ほどと同じ質問なのですけれども、今のお考えとしては2つあって、一つは大多数の法則はひかないとか、保証額満額をちゃんととっておきたいというのは、一方できっちり審査されていることの裏返しだと思うのですけれども、過去において60分の1のデフォルト率であって、いわゆる額で見ても1%を切る水準であると。それはそのほうがいいのだらうと思うので、保証額全額を国債等々で持っていなければいけないのかなというのは、非常に疑問は残ってしまいます。

それと、今お考えとしては、保証が終わるとまた枠が残るというか、先ほどの再投資と同じなのでも、再保証をしていくというお考えを現時点でお持ちでしょうか。

○国土交通省　制度を見直した上、期限を定めて本事業を実施できればと考えていたところでございます。

○田島次長　わかりました。

では、山田さん、太田さんで、あとは取りまとめということにしたいと思います。

○山田評価者　私は一言。

本当に信用調査とか審査をしっかりされていらっしゃるの、平成28年分については、各地方の都道府県の保証協会とかに差し上げたほうがいいのではないかなと思いました。

それですっきり終わったらいいのではないかと思います。

以上です。

○太田評価者 石田先生が大分御確認されていたのですけれども、基本的には全額、債務保証の額と等しい額のキャッシュを国債で置いておきたいということですね。

○国土交通省 少なくともこれまではそのような運用をしてまいりました。

○太田評価者 これは何か制度的な縛りがあるのでしょうか。基金シートの3ページ目を見ると、「保有割合」の中の「算出根拠」というところですが、保証限度額倍率というのが②と書いてあって、下に補助金等による交付により造成した云々の基準というのがあるので、債務保証については必ず1倍を持たなければいけないという規制があるのですか。

○国土交通省 制度上の縛りではなくて、運用上基金の安全性あるいは信用力を保持するという視点から、そのような運用をしてきたということでございます。

○太田評価者 それは内規のようなものですか。あるいは省令とか、そういうレベルですか。

○国土交通省 運用です。

○太田評価者 さすがに1倍というのは非常に考えにくいと思うのですけれども、基本的には同じことなのですが、きちんとした保険数理人とかの方に、どれぐらいの基準、何倍ぐらいまで貸していいということは、調べられたり調査をされているのですか。1倍だから、恐らくされていないのではないかと考えて伺うのですが。

○国土交通省 専門家の御意見を聞いて1倍と決めたということではございません。

○太田評価者 ということで、これはどれぐらいまで下げられるかをこれから調査される予定はありますか。

○国土交通省 御指摘をいただきましたので、こういった事業についてどの程度の資金保有をすれば保証に足り得る基金であるのかということについて、専門家と御相談をしてみたいと思います。

○太田評価者 あと、これは全体の額の8割まで債務保証をするということですがけれども、

事業者が持っている持ち分というのは、常に2割を下回っているのでしょうか。つまり、金融機関等が出資した場合に、それに全額、国に準ずる機関による債務保証がついていると、むしろ全くノーリスクで金融機関は貸せることになります。

○国土交通省 融資を受けた額の8割を保証しているということですから、事業者の資金はその外側ということです。

○太田評価者 融資額の8割ということですね。ありがとうございます。

○田島次長 それでは、取りまとめをよろしくお願いします。

○金子評価者 本基金につきましても、基金残高と保証実行実績との間で大きな乖離が生じております。当初の事業の執行計画に無理があるのではないかと考えられます。

これまでの貸倒実績率等を踏まえ、事業の執行計画を再精査し、その上で余剰資金は国庫返納すべきと考えます。

また、平成27年度末に事業を終了するという原則を踏まえ、基金事業の明確な終了期限が必要と考えます。

また、本日テーマに挙がりましたのは3基金でありますけれども、その他にも公益法人等に造成された全ての基金について、やはり行政事業レビューの要領等に示された点検方針等を踏まえ、早急に全ての基金について再点検を実施し、余剰の資金については国庫返納を行うべきと考えます。

以上です。

○田島次長 追加コメントはよろしいですか。

それでは、このセッションを終了いたします。

次は、7時からエネルギー関係を議論します。

では、どうもありがとうございました。